伊達市立伊達中学校「学校いじめ防止基本方針

■いじめの定義

「北海道いじめの防止等に関する条例」では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係(※1)にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

※1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

■基本概念

いじめは、いじめを受けている生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命また身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、本校では全ての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われたいじめを認識しながら これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する生徒の理解 を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

■いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

■学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対応し、更にその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

●学校におけるいじめの防止

- ①学校の具体的な取り組みの中で「いじめは絶対許さない」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会発信の集会等を実施する。

●いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア. 生徒対象いじめアンケート調査

年3回(6月、9月、12月)

イ. 保護者対象いじめアンケート調査

年1回(12月)

ウ. 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年2回(4月、2月)、その他随時実施

②いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

ア. スクールカウンセラーの活用

イ. 教育相談実施

③教員研修

生徒理解研修を実施し、生徒個々が抱えている課題の共有化を図り、生徒指導に活かす。また、いじめの防止等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

●インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて 発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処 できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

●いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、校内生徒指導部と連携を図り、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、各学年主任、スクールカウンセラー

<活 動>

- 1. いじめに関して早期発見に関すること
- 2. いじめ防止に関すること
- 3. いじめ事案に対する対応に関すること
- 4. いじめが心身に及ぼす影響と、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

校内生徒指導部との連携のもと、適時開催する。

●いじめに対する措置

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・ 保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認めた時には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

●いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など 他の事情も勘案して判断する。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ・期間は少なくとも3か月を目安。
 - ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

(3) 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を伊達市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に 提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価 の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。